

◎佐賀県条例第10号

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金条例（昭和45年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表（第3条、第4条関係）					別表（第3条、第4条関係）				
事業名	徴収率	支払期間		利率	事業名	徴収率	支払期間		利率
		据置期間	徴収期間				据置期間	徴収期間	
国営農地開発事業 上場地区	昭和51年 4月30日 までの事業費に係る負担金について は25分の 8、同年 5月1日 以後の事業費に係る負担金について は26分の 8.4	3年	12年	昭和51年4月30日 までの事業費に係る負担金については年5分、同年5月1日以後の事業費に係る負担金については土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第107号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の土地改良法施行令（以下「旧令」という。）					

改正前					改正後	
				第53条第2項の規定により農林水産大臣が定める率		
国営かんがい排水事業筑後川下流地区（国営市町村特別申請事業）	基幹施設以外の施設における平成5年3月31日までの事業費に係る負担金については100分の25、同年4月1日以後の事業費に係る負担金については100分の24	2年	15年	旧令第52条第6項に規定する一般事業費額及び指定日前特定事業費額に係る負担金の部分については国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率、同項に規定する指定日後特定事業費額に係る負担金の部分については旧令第52条の2第9項の規定に基づき同負担金の部分に係る利率として農林水産大臣の定める率		
国営かんがい排水事業筑後川下流白石地区（国営市町村特別申請事業）	略				国営かんがい排水事業筑後川下流白石地区（国営市町村特別申請事業）	略

改正前					改正後	
国営かんがい排水事業筑後川下流白石平野一期地区	100分の24（基幹施設を除く。）	2年	15年	年5分		
国営かんがい排水事業筑後川下流白石平野二期地区	100分の24	2年	15年	年5分		
備考 この表において「基幹施設」とは、国営かんがい排水事業筑後川下流地区（国営市町村特別申請事業）及び国営かんがい排水事業筑後川下流白石地区（国営市町村特別申請事業）にあつては佐賀西部導水路及び佐賀分水工の施設をいい、国営かんがい排水事業筑後川下流白石平野一期地区にあつては佐賀西部導水路白石線の施設をいう。					備考 この表において「基幹施設」とは、佐賀西部導水路及び佐賀分水工の施設をいう。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。